

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	平成31年4月2日（火）
担当課	産業部商工振興課
電話	0791-64-3158

報道機関各位

創業支援事業補助金の交付希望者を募集します

1. 補助金の内容

創業に必要な経費のうち、次のものを補助します。

○店舗建築・改修補助 対象経費の1/2以内 補助上限額：100万円
(転入者は、補助上限額150万円)

対象経費…店舗建築・改修にかかる経費

○店舗設備等補助 対象経費の1/2以内 補助上限額：100万円
(転入者は、補助上限額150万円)

対象経費…設備のうち、工事を伴わない設備購入にかかる経費、店舗・設備にかかる賃借料・店舗の設計費、広告宣伝費など

2. 補助対象者

(1) 市内で創業を計画している方で、かつ、創業の日から起算して2年以上継続して市内で事業をされる方

(2) 商工団体の指導を受けて事業計画を作成し、かつ、商工団体に加入する方（応募の時点では商工団体での事業計画作成・加入の必要はありません。）

(3) 市区町村税を完納している方

※ 平成32年（2020年）3月末日までに創業する方に限ります。

3. 補助対象事業

(1) 製造業、情報通信業、建設業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）、生活関連サービス及び教育・学習支援業

(2) 国及び他の地方公共団体等から補助金等の支援を受けていない事業

※ 補助決定前に着手した事業は対象になりません。

4. 応募に必要な書類

創業支援事業計画書、予定地の位置図並びに現況写真、事業費等の内訳がわかるもの（見積書の写し等）

5. 応募期間

4月10日（水）～5月31日（金）17時（必着）

6. 応募方法

産業部商工振興課まで必要書類を持参又は郵送

7. 選考

募集期間終了後、書類審査を行い、採用の可否を決定のうえ連絡します。